

事業主のみなさまへ

万一に備えて、犯罪被害者等の方々の  
被害回復のための休暇を導入しましょう

---

## 犯罪被害者等の方々のための 休暇について 考えてみませんか？

---

犯罪被害者等の方々には様々な「時間」が必要です



厚生労働省 働き方・休み方改善ポータルサイト  
「特別な休暇制度」  
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuukaseido>



犯罪被害者等支援  
シンボルマーク  
「ギョットちゃん」

警察庁 犯罪被害者等施策ホームページ  
<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/>



## 犯罪被害者等基本法は、犯罪被害者等の権利や利益の保護を図る基本的施策の一つとして、「雇用の安定」を求めています

- 「犯罪被害者等基本法」は、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進することによって、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とした法律です。
- また、国・地方公共団体が講ずべき基本的施策の一つとして「雇用の安定」(第十七条)が掲げられており、これらを犯罪被害者等の視点に立って実現することによって、その権利や利益の保護を図ることとされています。
- 「犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度」は、上記の目的を達成するための、具体的な取組の一つにあたります。

### ～犯罪被害者等基本法における「犯罪等」や「犯罪被害者等」の定義～

【犯罪等】 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為

【犯罪被害者等】 犯罪等の被害者、その家族・遺族

## 犯罪被害者等の方々には、犯罪等による被害回復のために、以下のような「時間」が必要です

裁判への証人としての出廷

裁判の傍聴、被害者参加制度による裁判への参加

犯罪被害回復に必要な「時間」の例

警察の事情聴取等への協力

心身へのダメージの治療のための入院・通院や療養

- 事件や事故の直後は、事情聴取への協力のために警察へ出向く、病院で診察を受けるなど、**様々な手続きに時間を割かなくてはならない状況**に置かれます。
- 裁判が始まり、**裁判所から証人として呼び出された場合は、出頭する義務**が生じます。また、裁判のために、弁護士との相談・打合せの時間が必要になる場合もあります。さらに、裁判の傍聴を希望する場合は、裁判の回数に応じた時間が必要になります。
- 犯罪等による心身へのダメージが大きい場合は、その**治療のための入院・通院や、療養のための時間**が必要になります。
- しかし、現状では被害回復のための休暇制度を設けている企業は少なく、欠勤や心身の不調などにより、仕事を続けたくても辞めざるを得ない状況に置かれることも少なくありません。

犯罪被害者等への支援を実施している「公益社団法人あおもり被害者支援センター」から、犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度を設ける意義についてご説明いただいた内容をご紹介します。

犯罪被害に遭うと、事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調でそれまで通りの生活が送れなくなったり、お子さんの登校が難しくなることもあります。また、警察や検察での聴取等にも多くの時間が割かれます。犯罪被害者等の方々には、何が起きたのかを知りたいとの思いで、裁判の傍聴や被害者参加制度\*の利用等を希望される方も多くいらっしゃいますが、これらの過程では多くの時間的・精神的負担が生じます。

\*一定の事件の被害者や遺族等の方々、刑事裁判に参加して、公判期日に出席したり、被告人質問などを行うことができる制度。

仕事をされている方であれば、こうした時に休暇の取得が必要になるため、多くの場合、年次有給休暇だけでは休暇日数が不足します。職場で休暇を取得することに心苦しさを感ずる方もいます。裁判等の付き添いをしていて、「自分で対応したいけれど仕事を休めない」と、裁判の傍聴をセンターの方に代理でお願いできますかと依頼されることもあります。犯罪被害者等の方々には、自身の心身の状態がすぐれない中で、仕事における責任を背負いながら家族のケアにも心を砕き、苦しんでいる方が多くいらっしゃるのが実情です。

## 万々に備えるセーフティネットとして、 犯罪被害者等の方々の被害回復のための休暇を導入しましょう

- 犯罪被害者等の方々が、仕事を続けながら被害回復のための時間を確保するためのセーフティネットとして、また、「従業員やその家族が犯罪被害に遭った際に企業が支援する」という企業の姿勢を示すためにも、万々に備えた特別な休暇制度を導入しましょう。

## この休暇の具体的な導入方法としては、以下のようなものが考えられます

### ● 各企業における特別な休暇制度の一つとして「犯罪被害者等休暇制度」を創設

犯罪被害者等の方々の被害回復のための休暇制度は、法定休暇ではなく、労使による話し合いにおいて任意で設定できる特別休暇ですが、導入する場合には、就業規則に次のような規定を盛り込むことが考えられます。

導入にあたっては、制度の名称、対象とする犯罪被害の範囲、対象者（本人のみもしくは家族等を含むか）、休暇の付与日数、時間単位の取得の可否、有給・無給の別などについて、労使で十分に話し合います。

加えて、取得にあたって犯罪被害者等であることの証明を求める場合は、プライバシー保護の観点も踏まえた検討が求められます。

### 就業規則記載例

#### 犯罪被害者等休暇

第〇条 会社は犯罪の被害等を受けた従業員の心身の回復を図り、早期に通常の業務に専念することができ  
ることを目的として、〇日を限度に有給の休暇を与える。

なお、この休暇は時間単位の取得も認める。

2. 前項の休暇は、従業員が次の事由により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与える。

- ① 犯罪被害等による心身の治療のための通院
- ② 犯罪被害等による警察等からの事情聴取、裁判への出廷・傍聴
- ③ その他前各号に準じ会社が必要と認めた事由

3. 前項の対象となる従業員には、配偶者、子、父母、配偶者の父母、兄弟姉妹等（〇条〇項で定める範囲）  
の親族が犯罪の被害を受けた場合を含む。

4. 会社は、従業員の事情により別途の取り扱いを行う場合もある。

### ● 既存の特別な休暇制度を活用

犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度を導入するほか、犯罪被害者等に休暇取得が必要になる事由によっては、他の特別休暇制度を活用することも考えられます。また、複数の事由をまとめた特別休暇制度の事由の一つとして含めることで、犯罪被害というセンシティブな事由での休暇取得が周囲にわかりにくいようにすることも考えられます。

## 上記の休暇制度の導入のほか、以下のような対応も考えられます

### ● 社内広報等において、犯罪被害者等となった従業員については、それぞれのケースに応じて必要な 休暇を付与する旨を周知

休暇制度の対象に「犯罪被害者等」が明記されていない場合も、犯罪被害者等となった従業員は休暇の取得が可能であることを周知することにより、何かあった際には会社に相談できるという安心感を従業員に与えることができます。

## こんな制度が導入されています

### ～ 犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度導入事例から ～

#### Q 休暇制度の対象となる犯罪の範囲や休暇の取得事由は定めていますか？

A 対象となる犯罪の範囲を明確には規定していない事例や個別のケースごとに判断する事例、「被害者参加制度の対象に該当する又は該当すると見込まれる犯罪」としている事例などがあります。

休暇の取得事由についても、「心身治療のための通院や裁判への出廷・傍聴等を想定」している事例や、「犯罪被害回復に関連する通院や付き添い、裁判所への出廷等を含め、従業員から相談があった場合に柔軟に対応する」としている事例があり、主には治療や裁判等への対応に必要な時間の確保が想定されています。

#### Q 取得日数や有給・無給の別はどのように定めていますか？

A 取得できる日数は、「必要な日数」としている事例もあれば、「同一事由につき年間10日を上限に、3回まで」としている事例、事由ごとに日数を定めている事例（犯罪捜査への協力や裁判等の場合は必要と認める日数、本人の心身の不調や犯罪被害を受けた配偶者等の看護の場合は年5日）など様々です。有給・無給の別も、事例によって異なります。

#### Q 従業員から犯罪被害の相談があった際、人事としての対応を相談したい場合、どのような先が考えられますか？

A 顧問弁護士（提携弁護士）や提携先の支援事業者などのほか、各都道府県にある犯罪被害者等のための「総合的対応窓口」（地域によって名称が異なります）が相談先として想定されています。また、従業員への支援・サポートのために設置している外部相談窓口（公認心理師、保健師等）の専門家と連携しながら、対応にあたっている企業もみられます。

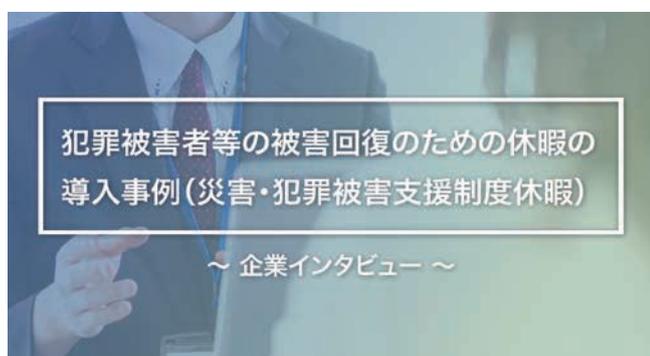
### 犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度の導入事例をご紹介します

厚生労働省のYouTubeチャンネルでは、犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度の導入事例を、企業へのインタビュー動画でご紹介しています。

また、特別休暇制度の定義・種別、導入の意義、導入にあたっての留意点・ポイント等について整理した解説動画もご用意しています。

#### ● 犯罪被害者等の被害回復のための休暇の導入事例

（株式会社オガワエコノス：災害・犯罪被害支援制度休暇）

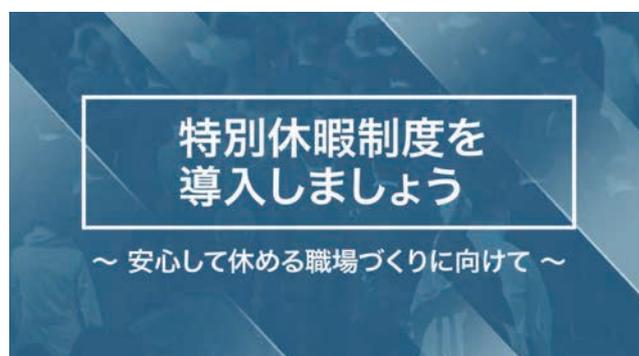


<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuukaseido/hanzaihigai.html#movie>



#### ● 特別休暇制度についての解説

（講師：早稲田大学 商学大学院 教授 小倉一哉氏）



<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuukaseido/#movie>

